

国民健康保険高額療養費貸付制度のご利用について

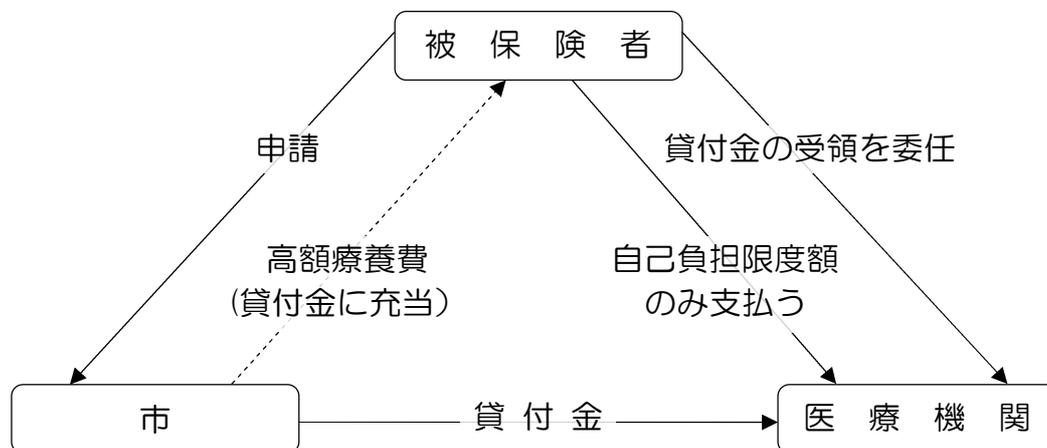
この制度は、1ヶ月間にかかる医療費が高額になる見込みがある、又は、高額な医療費を請求されたが支払いが困難な場合などに、支給が見込まれる高額療養費相当額を貸付金として無利子で支払う制度です。

本市の場合は、受領委任払い方式により直接医療機関に支払う形をとっており、結果的に被保険者（患者）は自己負担限度額のみを医療機関に支払っていただければ済むようになります。

貸付金の返済は、高額療養費を本人に支払わず、市が貸付金に充当することにより終了します。

なお、下記の場合にこの制度を利用させていただくと有効だと思われます。

- 継続的な治療・投薬等が必要で、外来でかかる医療費が限度額を超えると見込まれる場合。
- 手術を伴う入院等で高額な医療費を請求されたが、支払が困難な場合。
（「限度額適用認定証」の交付を受けていない場合）
- 入院した際の医療費について、「限度額適用認定証」の交付は受けたが病院に提示するのが遅れて、高額な医療費を請求された場合。
- 入院中に転院があり、それぞれの医療機関で「限度額適用認定証」を提示したが、1ヶ月の医療費が通常よりも多く請求された場合。
（2つの医療機関から限度額適用後の入院費を請求された場合）



※ 次の場合にはこの制度が利用していただけないことがありますのでご注意ください。

- 国民健康保険税に未納及び滞納がある世帯の方。
- 世帯内の国民健康保険加入者に所得申告をしていない方がいる場合。

○ 問い合わせ先 松本市役所 保険課 保険給付担当
TEL 0263-34-3000 (代) 内線 1525・1526
TEL 0263-34-3216 (直)